

羽島市告示第111号

電子入札システムによる事後審査型条件付き一般競争入札の施行に係る告示（令和8年羽島市告示第107号）の一部を次のとおり修正する。

令和8年4月16日

羽島市長 松井 聡

「4 入札参加の申請」と「5 入札の方法」の間に質疑に関する項目を設ける。

修正後	修正前
<p><u>4-2 設計図書等に関する質疑及びそれに対する回答</u></p> <p><u>(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、設計書及び図書等に対する質疑がある場合は、次に掲げるところにより書面（任意の様式）で行う。なお、質疑がない場合は、提出の必要はない。</u></p> <p><u>(2) 提出期間及び提出場所については、4(2)に準ずる。</u></p> <p><u>(3) 回答は、羽島市ホームページに令和8年4月23日（木）に掲載するとともに、総務部管財課にて閲覧に供する。</u></p>	